

はだの環境マネジメントシステム  
廃PCB含有物保管及び管理  
ガイドライン

初版制定　：令和2年4月1日

秦野市

# 廃PCB含有物保管及び管理ガイドライン

---

## 1 目的

このガイドラインは、秦野市庁舎及びその出先機関（以下、サイトという。）における廃PCB含有物の保管及び管理に当たって必要な事項を定め、PCBの漏洩、流出、誤使用及び誤処理による環境汚染事故を防止することを目的とする。

## 2 適用範囲

このガイドラインは、サイトに保管されている廃PCB含有物の管理について適用する。管理対象は、別表1「管理対象廃PCB含有物」に示す。

## 3 用語の定義

廃PCB含有物：PCBを使用し、既に使われていない機器を廃PCB含有物と呼ぶ。

## 4 管理体制

### (1) 廃PCB含有物管理責任者

ア 廃PCB含有物管理責任者には、該当する課等の長を充てる。

イ 廃PCB含有物管理責任者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任する。

### (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者

ア 特別管理産業廃棄物管理責任者は、法に定める資格（廃棄物処理法施行規則第8条の17）を有するものとする。

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物保管基準に基づき、適正な管理を行うとともに、廃PCB含有物保管管理台帳（様式-PCB1）を作成し、廃PCB含有物管理責任者に報告するものとする。  
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書を台帳とすることができる。）

ウ 廃PCB含有物保管管理台帳には、次の事項を記載する。

(ア) 廃PCB含有物の種類

(イ) 廃PCB含有物の数量

(ウ) 廃PCB含有物の保管場所

(エ) 管理担当者（特別管理産業廃棄物管理責任者）

### (3) 日常及び緊急時の連絡体制は別紙1のとおりとする。

## 5 保管場所

| No. | 保管場所       | 管理対象              | 管理部署        | 廃PCB含有物<br>管理責任者 |
|-----|------------|-------------------|-------------|------------------|
| (1) | 本庁舎地下機械室   | 蛍光灯安定器            | 財産管理主<br>管課 | 財産管理主管課<br>長     |
| (2) | 本庁舎地下機械室   | 高圧コンデンサ           | 財産管理主<br>管課 | 財産管理主管課<br>長     |
| (3) | 本庁舎地下機械室   | 廃感圧複写紙            | 財産管理主<br>管課 | 財産管理主管課<br>長     |
| (4) | はだのこども館電気室 | 蛍光灯安定器            | こども育成課      | こども育成課長          |
| (5) | 城山配水場      | 高圧コンデンサ<br>蛍光灯安定器 | 水道施設課       | 水道施設課長           |

## 6 管理要領

### (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者は、次の要領により管理を実施する。

ア 廃PCB含有物保管管理台帳を作成する。

イ 特別管理産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設け、廃棄物の荷重が直接かかる場合には囲いの構造耐力上の安全性を確保する。

(ア) ネズミが生息したり、蚊、はえ、その他の害虫が発生したりしないようにすること。

(イ) 保管場所に他のものが混入しないよう、仕切りを設けるなど、必要な措置を講じること。

ウ 保管場所には周囲から見やすい箇所に、次のとおり法に基づく掲示板を設置する。

(ア) 寸法 60cm 以上×60cm 以上

(イ) 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨を明記する。

(ウ) 特別管理産業廃棄物の種類

(エ) 管理担当者（特別管理産業廃棄物管理責任者）の氏名、連絡先

(オ) 最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

エ 廃PCB含有物に「PCB含有物」の表示ラベルを付し、廃PCB含有物の保管容器には「特別管理産業廃棄物(PCB)」の表示ラベルを貼り付ける。

オ PCB含有物の使用を中止し、保管の必要が生じた場合は、速やかに所定の保管場所に保管をするとともに「廃PCB含有物保管管理台帳」を更新し、廃PCB含有物管理責任者に報告する。

カ 保管場所を変更する場合は、10日以内に所定の「保管事業場の変更届出」を廃PCB含有物管理責任者に提出する。

## 廃PCB含有物保管及び管理ガイドライン

### キ 定期点検

(ア) 特別管理産業廃棄物管理責任者は 1 回／年、保管容器及びその周辺の清掃を行うとともに、PCB の漏れ、にじみ等のないことを確認する。

作業の際は、手袋、マスク等の保護具を必ず着用するものとする。

(イ) 確認結果は、様式-PCB2「廃PCB含有物点検記録」に記録し、廃PCB含有物管理責任者に報告する。

(ウ) 記録は、該当する課等にて、必ず台帳と共に保管する。

### ク 漏れ、又はにじみ等を認めた場合の処置。

漏れ、又はにじみ等があった場合は直ちに布等で拭き取り、漏れ、にじみの発生要因を究明し、濡れ、にじみが出ないように根本的防止対策を実施する。

また、PCBの付着した布、手袋等は、金属缶に入れて蓋をし、「PCB汚染物」のラベルを貼り、廃PCB含有物と同様の方法により管理すること。

### (2) 廃PCB含有物管理責任者

廃PCB含有物管理責任者は、次の要領により管理を実施する。

ア 「廃PCB含有物保管管理台帳」を基に、前年度における「PCB廃棄物の保管及び処分の状況」を取りまとめて、6月30日までに神奈川県知事に届け出る。

イ 保管場所に変更が生じた場合には、10日以内に「保管事業場の変更届出」により神奈川県知事に届け出る。

## 7 記録と保管

廃PCB含有物に関する環境記録は、次のとおりとする。

| No. | 記録の名称                          | 作成者        | 審査   | 承認          | 保管元 | 保管期間 |
|-----|--------------------------------|------------|------|-------------|-----|------|
| 1   | 様式-PCB1<br>「廃PCB含有物保管<br>管理台帳」 | 該当課<br>担当者 | 実行主任 | 環境管理<br>推進員 | 該当課 | 3年   |
| 2   | 様式-PCB2<br>「廃PCB含有物点検<br>記録」   | 該当課<br>担当者 | 実行主任 | 環境管理<br>推進員 | 該当課 | 3年   |

# 廃PCB含有物保管及び管理ガイドライン

別表1「管理対象廃PCB含有物」

| 従来様式の種類       | 廃棄物種類           | 定義   | 種類に含まれる従来の記載例                       |
|---------------|-----------------|--|-------------------------------------|
| 高圧トランス        | 高圧トランス          | 受電電圧が交流では600Vを超え、直流では750Vを超える電力用トランス   | 高圧トランス、特別高圧トランス、高圧変圧器               |
|               | ネオントランス         | ネオンサイン用のトランス   | ネオンサイン、広告用変圧器                       |
| 低圧トランス        | 低圧トランス          | 受電電圧が交流では600V以下、直流では750V以下の電力用トランス   | 低圧トランス、低圧変圧器                        |
|               | 継電器用トランス        | 通信用等のリレー(継電器)用のもので、小型電気機器として安定器類似で処理すると思われるもの  | リレー用トランス、継電器用トランス                   |
|               | 電圧不明トランス        | 高圧トランスと類似の大きさの電力用のトランスではあるが高圧用か低圧用か不明なもの   | トランス、変圧器                            |
| 柱上トランス        | 柱上トランス          |  | 柱上トランス、柱上変圧器                        |
| 高圧コンデンサ       | 高圧コンデンサ         | 受電電圧が交流では600Vを超え、直流では750Vを超えるコンデンサ。特別高圧のコンデンサも高圧コンデンサに含める。電力用に用いるもの                                      | 高圧コンデンサ、高圧進相用コンデンサ、                 |
| 低圧コンデンサ       | 低圧コンデンサ         | 受電電圧が交流では600V以下であって電力用に用いるもの。高圧コンデンサと同等の大きさのものに限る。   | 低圧コンデンサ、低圧蓄電器                       |
|               | 家電製品部品          | テレビ、ルームクーラー、電子レンジ等家電製品から取り外されたコンデンサで小型電気機器として安定器類似で処理すると思われるもの   | TV用コンデンサ、家電製品部品                     |
|               | 照明用コンデンサ        | 安定器から取り外されたコンデンサで小型電気機器として安定器類似で処理すると思われるもの  | 照明用コンデンサ、安定器用コンデンサ、安定器から取り外したコンデンサ  |
|               | 小型電気機器          | 上記以外の小型の電気機器であって安定器、廃家電部品と類似で処理すると思われるもの   | 電子部品用トランス                           |
|               | 電圧不明コンデンサ       | 電圧の見極めが出来ない電力用のコンデンサ   | コンデンサ、蓄電器                           |
| 安定器           | 蛍光灯安定器          |  | 蛍光灯安定器                              |
|               | ナトリウム灯安定器       | 用途が「蛍光灯」、「ナトリウム灯」、「水銀灯」と明記されている安定器   | ナトリウム灯安定器、低圧ナトリウム灯器具                |
|               | 水銀灯安定器          |  | 水銀灯安定器                              |
|               | 安定器             | 用途が不明確な安定器   | 照明用安定器、安定器                          |
| ポリ塩化ビフェニル     | ポリ塩化ビフェニル       | 濃度100%のもの  | ポリ塩化ビフェニル、PCB、PCB油、カネクロール、KC-500    |
| ポリ塩化ビフェニルを含む油 | 柱上トランス油         | 柱上トランスから抽出した油  | 柱上トランス油、柱上用変圧器絶縁油                   |
|               | トランス油           | トランスから抽出した又は入替え用の絶縁油で濃度60%のもの  | トランス抜油、トランス入替用新油                    |
|               | 熱媒体PCB油         | 熱媒体用のPCB油で濃度50%程度以上  | 熱媒体PCB油、熱媒油                         |
|               | 微量PCB汚染絶縁油      | 電気機器等に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの(柱上トランス油は除く。)製造工程ラインで絶縁油が微量のPCBにより汚染されたものや、微量PCB汚染廃電気機器等から絶縁油を抜出したもの | コンタミ油                               |
|               | PCBを含む油         | 濃度不明だが性状が油であるもの  | PCBを含む油、絶縁油、PCB含有廃油、PCB希釈ヘキサソール溶液など |
|               | PCBを含む塗料        | 塗料シール材等の開発、製造段階で発生したもの又は製品   | 廃塗料                                 |
| 感圧複写紙         | 感圧複写紙           | 感圧複写紙であることが明確であるもの   | (旧)ノーカーボン紙、感圧複写紙、廃感圧紙               |
|               | その他紙            | PCBで汚染された紙類  | 段ボール、紙くず                            |
| ウエス           | ウエス             | ウエス及びウエス類似の物品と明確に判別できるもの   | ウエス、〇〇ウエス、雑巾                        |
|               | ウエス(微量PCB汚染絶縁油) | ウエスのうち、微量PCB汚染絶縁油が染み込み又は付着したものが廃棄物となったもの   | ウエス、〇〇ウエス、雑巾                        |

# 廃PCB含有物保管及び管理ガイドライン

|             |                               |   |  |
|-------------|-------------------------------|---|--|
| 汚泥          | 汚泥                            | 汚泥及び汚泥類似の物と判別できるもので汚染土壌も含む(但し、砂利は除く)                                | 汚泥、PCB含有土、塗料片、PC T                                   |
|             | 汚泥(微量PCB汚染絶縁油)                | 汚泥のうち、微量PCB汚染絶縁油が染み込み又は付着したものが廃棄物となったもの                             | 汚泥、PCB含有土、塗料片、PC T                                   |
|             | 砂利                            | 砂利及びバラス   | 砂利、バラス、コンクリート片                                       |
|             | 砂利(微量PCB汚染絶縁油)                | 砂利のうち、微量PCB汚染絶縁油が染み込み又は付着したものが廃棄物となったもの                             | 砂利、バラス、コンクリート片                                       |
| その他機器       | リアクトル                         | 電流の位相調整に使用する機器で銘板等でリアクトルと判別出来る機器                                    | リアクトル  |
|             | 放電コイル                         | コンデンサの短時間放電用に使用する機器で、銘板等で放電コイルと判別出来る機器                              | 放電コイル、放電用輪線  |
|             | サージアブソーバー                     | 避雷器として使用される機器で、銘板等でサージアブソーバーと判別できる機器                                | サージアブソーバー、雷吸収用コンデンサ                                  |
|             | 計器用変成器                        | 電力系統の電圧測定、電流測定に用いられるトランス。大型であるが電力を伝えるので定格容量はVA表示                    | 計器用変成器、変成器、変流器、計器用変圧器、PT                             |
|             | 遮断器                           | 銘板等で遮断器と判別出来る機器   | 遮断器  |
|             | 開閉器                           | 銘板等で開閉器と判別出来る機器   | 開閉器  |
|             | 継電器                           | 通信等に用いる小型リレー  | 継電器  |
|             | 整流器                           | 交流を直流に変える機器で銘板等で整流器と判別できる機器   | シリコン整流器、整流器  |
|             | 微量PCB汚染廃電気機器等( )              | PCBを使用していないとする電気機器等のうち、微量のPCBに汚染・混入された絶縁油を含むもの( )内にトランス等具体的な種類を記入する | 微量PCB汚染廃電気機器等(トランス)、微量PCB汚染廃電気機器等(コンデンサ)             |
|             | 誘導電圧調整器                       | 出力電圧を大幅に変えられる装置で銘板等で誘導電圧調整器と判別出来る機器                                 | 誘導電圧調整器、インダクター                                       |
|             | ラジエーター                        | 大型高圧トランスの内部トランス油の冷却の為に付随している機器でPCB油を内蔵                              | ラジエーター   |
|             | ブッシング                         | PCB油が内部に封入されていることが明白なブッシング  | 特高貫通碍筒、ウォールブッシング、碍子、ブッシング                            |
|             | X線装置                          | 装置内の高電圧発生用にPCB使用のトランス又はコンデンサが使用されている可能性がある」と判断された装置                 | X線装置   |
| その他の電気機器( ) | 上記のいずれにも該当しない機器。( )内に具体的に記述する | バッテリー、電池、検出器、無線器材   |  |
| その他         | 金属系汚染物( )                     | PCBに汚染された金属系の容器や部材。( )内に具体的に記述する                                    | ドラム缶、輪線、金属缶、タンク、パイプ、鉄屑、工具、上記廃棄物種類以外の油を抜いた製品のがら(容器)など |
|             | 非金属系汚染物( )                    | PCBに汚染された非金属系の容器や部品汚染された非金属系の容器や部材。( )内に具体的に記述する                    | 化学手袋、ビニールシート、プラスチック容器、プラスチックコンテナ、ガラス容器など             |
|             | PCBを含む廃水( )                   | PCBを含む含水廃液。水が主成分。( )内に具体的に記述する                                      | PCB洗浄廃水、タンクドレンなど                                     |
|             | 複合汚染物( )                      | 複数の種類の汚染物が混在するもの及び上記以外の汚染物。( )内に具体的に記述する                            | 複合汚染物、混在汚染物  |
|             | その他汚染物( )                     | 上記のいずれにも当てはまらない場合の分類で、( )内に具体的に記述する。                                | 木くず等   |

## 別紙 1

### 廃PCB含有物緊急時連絡網

#### 保管時の事故の際の緊急連絡網

保管時に漏洩事故が起きた時は、応急処置をしながら次の場所に連絡する。

- 1 廃PCB含有物管理責任者（該当する課等の長）  
（連絡を受けた課等の長は、必要に応じて部門責任者（各部等の長）、環境管理責任者に連絡する。）
- 2 神奈川県 湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課
- 3 秦野市役所 環境産業部 生活環境課

#### 運搬時の事故の際の緊急連絡網

運搬時に漏洩事故が起きた時は、応急処置をした後、次の連絡先に連絡する。

- 1 廃PCB含有物管理責任者（該当する課等の長）  
（連絡を受けた課等の長は、必要に応じて部門責任者（各部等の長）、環境管理責任者に連絡する。）
- 2 警察署
- 3 消防署
- 4 神奈川県 湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課
- 5 秦野市役所 環境産業部 生活環境課

# 廃PCB含有物保管及び管理ガイドライン

---

## 制定改訂履歴

| 版  | 改訂日付   | 改訂条項 | 改訂内容 | 作成<br>(起案) | 審査   | 承認<br>(決裁) |
|----|--------|------|------|------------|------|------------|
| 00 | R2.4.1 |      | 初版発行 | 太田浩一       | 高橋邦彦 | 藤間雅浩       |